

の有効性を多くの施設が認めながらも、実際に実施しているのは回答を寄せた30施設のうち5施設(17%)のみであった。

以上のように児童福祉施設におけるSSTの実践は有効性が認識されながらも十分に行われていないのが現状である。五所川原児童相談所と児童養護施設幸樹園では平成15年度より入所児童を対象としたSSTに取り組んでおり、この度その取り組みをまとめ発表することとした。

II 目的

本発表は児童養護施設におけるSSTの取り組みについて、その効果と今後の課題を検討することを目的とする。

III 研究の経過

1) 現在までの取り組み経過

青森県においては虐待を受けた児童や虐待をしてしまう親に対して治療的な働きかけをするために、平成12年度から中央児童相談所において「被虐待児フォローアップ事業」を実施し、以後県内の他児童相談所においても同様の事業を実施している。児童養護施設入所児童を対象としたSSTは本事業の中の「集団心理治療指導」の1つとして位置づけられる。

今回検討を行う児童養護施設においては、平成15年度より毎年5～6名の児童を対象に各回「上手なコミュニケーション」等をテーマに年10回開催している。

2) 平成20年度の実施状況

「話を聞く時に口をはさまない」等の社会的スキルが不足していると判断される4名の児童(小学校2・3年生)を対象に月1回、年10回の計画で実施中である。(平成20年11月末で7回実施)。スタッフはリーダー1名(施設職員)、コリーダー2名(施設職員・児童相談所職員)、記録1名(児童相談所職員)。毎回テーマを決め、構造化された進め方で行っている(今年度のテーマやセッションの進め方は当日資料により提示する)。

3) SSTの効果の測定

社会的スキルの伸びを測定するため、担当職員等がコミュニケーション行動に焦点を当てた「子どもの行動評価表」等を用いて実施前と実施後に評価を行っている。

IV 結果

1) コミュニケーション行動の評価結果

平成19年度の施設担当職員等によるコミュニケーション行動の評価では参加児童4名のうち、ゲームでの負けや叱責等の場面でより適切にふるまえるようになったといった改善が見られたのが3名、変化なしが1名であった。結果の詳細と平成20年度のグループ実施前と12月グループ実施後

いかにして被虐待児等の社会的スキルを伸ばすか？ ～児童養護施設におけるSST～

富岡拓身¹⁾ 山形日登美²⁾ 間山えり子²⁾
崎野貴子¹⁾ 小寺順司¹⁾ 関谷道夫¹⁾

1) 青森県五所川原児童相談所 2) 幸樹園

Key Words ① 11 児童虐待
② 22SST(Social Skills Training)
③ 33 コンサルテーション

I はじめに

近年虐待を理由に児童養護施設に入所する児童数は急増しているが、施設入所後に被虐待体験の影響や社会的スキルの欠如により、自己毀損や暴力等の行動を生じることが少なくない。

こうした被虐待児の児童養護施設における処遇について、永井¹⁾は1) 人間関係の回復、2) 社会的スキルの学習、3) 当り前の日常生活の保障の3点が重要と指摘し、更に社会的スキルの学習のためには、構造化されたグループの中で体系的に個々の児童にあった社会的スキルを学ぶことができるSSTが有効であると述べている。

全国の児童養護施設においてSSTがどの程度実施されているかについての調査はないが、同じく被虐待児の割合が近年急増している情緒障害児短期治療施設^{注1)}での被虐待児に対する治療技法に関する研究²⁾では、SST

の評価の結果については当日提示する。

2) 職員の行動観察による児童の変化

施設職員によると SST に参加した児童は「話を聞くスキルが身についた（相手の目を見る、体の向きを相手にむける）」「自分の気持ちを言葉にして表現できるようになった」「表情等から相手の気分等を読み取るようになった」といったコミュニケーション行動の変化があった。また他児童に対して「相手の目を見るんだよ」等と望ましいコミュニケーション行動を教えるようになったことも認められた。

V 考察

1) 児童養護施設における SST の取り組みの効果について

平成 19 年度に実施した職員による行動評価では、コミュニケーション行動が改善した児童が多かった。また日常生活における行動観察でも話を聞く態度や自分の気持ちを言葉で表現するといった点で変化が認められている。

情緒障害児短期治療施設における研究²⁾では、施設での SST の実施について「生活場面で生活能力や対人関係の持ち方についての問題点が確認できるため目標設定が現実的になるとともに、「宿題」の遂行状況が生活場面の観察で明確に確認できるという利点がある」と日常生活に関わる施設職員が SST を実施する利点を述べている。今回の検討を通じて児童養護施設においても同様の利点があると考えられた。従って、被虐待児童の社会的スキルを伸ばすために、今後も生活の場である児童養護施設において SST を行う意義は高いと言える。

2) 児童相談所による児童養護施設へのコンサルテーション

本事業の実施当初は児童相談所職員がグループを運営していたが、徐々に施設職員の主体的な取り組みへと移行し、現在児童相談所職員はコリーダと記録として参加している。今回のように施設において新たなプログラムを導入する場合、児童相談所がコンサルテーションを行い、施設職員が主体的に取り組める体制作りを支援することは有効である。また児童相談所としても個別の児童についてだけでなく、同じグループの運営に携わり参加児童について意見を交換することは施設職員との相互理解を形成するのに有効であった。従って今後も児童養護施設と児童相談所が共同でグループを運営することの意義は大きいと言える。

3) 今後の課題

(1) SST の効果を定量的に測定し、より効果的な実施方法について検討を行う必要がある。

(2) 施設全体で社会的スキルの伸長を図る方法について、学校教育におけるクラス全体を対象とした SST の取り組み³⁾等を参照しながら検討を行う必要がある。

注 1：軽度の情緒障害を持つ児童を、短期間入所、或いは通所させて治療する施設

VI 文献

- 1) 永井 亮 (2006) 児童養護施設における被虐待児への支援 ルーテル学院研究紀要
- 2) 平岡篤武 (2008) 被虐待児に対する臨床上の治療技法に関する研究 子どもの虹情報研修センター平成 19 年度研究報告書
- 3) 藤枝・相川 (2001) 小学校における学級単位の社会的スキル訓練の効果に関する実験的検討 教育心理学研究、49、371-381

VII 発表 (学会発表)